

### 後期高齢者医療制度

## 入院時負担軽減支援金の申請を

後期高齢者医療制度に加入している方が医療機関に7日以上入院した場合、期間に応じて1万円～3万円を支給します(介護施設への入所は対象外)。

【入院期間と支給額】

- 7日～60日：1万円
- 61日～120日：2万円
- 121日以上：3万円

※年度内(4月1日～翌年3月31日)に3万円を限度、新宿区の後期高齢者医療制度に加入した日以降の入院が対象です。

【申請】次の書類を高齢者医療担当課高齢者医療係または特別出張所へ。

【入院期間が分かる病院等の領収書原本(コピーは不可。窓口でコピーして原本はお返しします)】

【後期高齢者医療被保険者証】

【入院した方(亡くなった場合は相続人)の口座内容が分かる通帳等と印鑑】

【問合せ】高齢者医療担当課 高齢者医療係(本庁舎4階) ☎(5273)4562 ☎(5273)6083 へ。

### はがき・ファックスの記載例

講座・催し等の申し込み

※あて先は各記事の申し込み先へ。  
※費用の記載のないものは、原則無料。

①講座・催し名  
②〒・住所  
③氏名(ふりがな)  
④電話番号  
(往復はがきには、返信用にも住所・氏名)



### ビジネスセミナー

①世界の人がメイド・イン・ジャパンを求めている

【日時】3月13日(休)午後7時30分～9時

【対象】日本の製品や伝統文化の輸出を考えている方、伝統工芸品の製造者・販売者、15名

【内容】日本製品の輸出のポイント(祐本光男・Best Japan(株)代表取締役)

②中国進出で損をしないためのビジネス作法

【日時】3月28日(金)午後7時～8時30分

【対象】中国への事業進出を考えている方、事業を展開している方、15名

【内容】日本企業の中国進出と撤退の事例から、中国でのビジネスの現状等を解説(小川陽子・アジアビジネスフアクトリー(株)代表取締役)



### 福祉

【日時】3月9日(日)午後1時30分～3時30分

【対象】区内在住で聴覚に障害のある方、家族の方、40名

【内容】よりよい人間関係を築くためのポイント、社会人として知っておきたい冠婚葬祭のマナーほか(堀田文恵/日本マナープロトコル協会認定講師)

【会場】申込み(当日直接、区立障害者福祉センター(戸山1-22-1) ☎(3232)3711 ☎(3232)3344 へ。

### 手話講習会

【日時】5月13日、27年3月3日の火曜日午後6時30分～8時30分、全4回(日曜日)開催することがあります

【対象】区内在住で聴覚に障害のある方、家族の方、40名

【内容】よりよい人間関係を築くためのポイント、社会人として知っておきたい冠婚葬祭のマナーほか(堀田文恵/日本マナープロトコル協会認定講師)

【会場】申込み(当日直接、区立障害者福祉センター(戸山1-22-1) ☎(3232)3711 ☎(3232)3344 へ。

【日時】3月18日(火)午後6時～8時

【会場】大久保地域センター(大久保2-12-7)

【内容】生活の中での法律の基礎知識と対応

【申込み】事前に電話または直

### 区民ワークショップ

## 3月15日開催 広告景観の未来を考える

区内の屋外広告物と景観の望ましいあり方について、専門家が講演するほか、参加者とディスカッションを行います。

【日時】3月15日(出)午後6時30分～9時

【内容】講演(まちづくりと広告景観の意義)(武山良三)

【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階) ☎(5273)3505 ☎(3209)9994 へ。

## 3月10日は東京都平和の日 黙とうにご協力を

昭和20年(1945年)3月10日の東京大空襲では、一夜にして約10万人ともいわれる尊い命が失われました。東京大空襲をはじめ戦災で亡くなった方を追悼するとともに、世界の恒久平和を願い、1分間の黙とうをお願いします。

【日時】3月10日(月)午後1時

【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階) ☎(5273)3505 ☎(3209)9994 へ。

### カラスの被害を受けないために



カラスは繁殖期(3月～7月ごろ)になると、人を威嚇したり攻撃したりすることがあります。

●カラスに攻撃されないために

- 巣から落ちたヒナには、近づいたり触れたりしないようにしましょう。親鳥が攻撃してきます。
- カラスは、後ろから後頭部を狙って足で攻撃してきます。日傘をさしたり、つばの広い帽子をかぶって後頭部を守りましょう。
- カラスの巣の撤去
- カラスに威嚇、攻撃されたら(火)、上級コースは4月15日(火)17時～午後6時30分(から)、手話の表現、読み取りの試験を実施します。

【費用】千円(テキスト代は別途)

【会場】申込み(往復はがきに4面記載例のほか希望コース・年齢・手話学習年数・区内在住・所在地を記入し、3月31日(月)消印有効)までに区立障害者福祉センター(〒162-0052 戸山1-22-1) ☎(3232)3711 ☎(3232)3711 へ。



### 就学援助の申請を

教育費の一部を補助しています。

【対象】区内在住で次に該当し経済的に困りの方

- 義務教育中のお子さんがいる保護者
- 中学校の夜間学校に在学する生徒の保護者または20歳以上の生徒本人

※所得制限があります。

【申込み】区立小・中学校に通学している方：学校に申請してください。

【対象】区内以外以外の国立・私立の小・中学校に通学している方：3月31日(月)までに学校運営課学校運営支援係(第108庁舎4階) ☎(5273)3018 へご相談ください。

### 家族介護者交流会

介護の悩みを話しませんか。高齢者を介護している方、介護を経験した方が対象です。当日直接会場においでください(途中入退出自由)。

【日時】会場：男性介護者の集い/3月8日(出)：戸山シニア活動館(戸山2-27-1)

▼ひとやすみの会/3月22日(出)：新宿けやき園(百人町4-5-1)

▼神楽坂フレンズ2/3月28日(出)：高齢者福祉施設・神楽坂(矢来町10) いずれも午後1時30分～4時

【問合せ】高齢者福祉課高齢者相談係(本庁舎2階) ☎(5273)4593 へ。介護のため参加が難しい方にはデイサービス、ヘルパー派遣等の支援をします。ご相談ください。

### あかねサポートネット

あかねサポートネットでは、単習町高齢者総合相談センターの登録ボランティアの皆さんが、地域の高齢者の交流のために、さまざまな催しを実施しています。

【日時】3月15日(出)午後2時～3時30分

【対象】区内在住で高齢者の方、40名

【内容】裏千家淡交会青年部の手ほどきで楽しむ抹茶

【費用】300円(お茶代)

【会場】申込み(当日直接、鷹野町高齢者総合相談センター(北山伏町2-12、あかね苑新館内) ☎(3266)0753 へ。先着順。



### しんじゆく女性団体会議

女性団体の相互の連携と女性のエンパワメント(自ら意思決定し行動する力を身につけること)を目指し、年間テーマに沿って講座や日帰り研修などを実施しています(原則11団体で活動)。定例会(原則として偶数月の第3金曜日)に1年を通して出席していただきます(出席は団体の代表者でなくても可)。

【対象】区内を活動拠点とし、2年以上継続して女性の地位向上と一般的な教養を高める活動をしている団体(構成員が20名以上)

### お抹茶の会

あかねサポートネットでは、単習町高齢者総合相談センターの登録ボランティアの皆さんが、地域の高齢者の交流のために、さまざまな催しを実施しています。

【日時】3月15日(出)午後2時～3時30分

【対象】区内在住で高齢者の方、40名

【内容】裏千家淡交会青年部の手ほどきで楽しむ抹茶

【費用】300円(お茶代)

【会場】申込み(当日直接、鷹野町高齢者総合相談センター(北山伏町2-12、あかね苑新館内) ☎(3266)0753 へ。先着順。

## 26年度のふれあい入浴証 前期・後期に分けて発行します

60歳以上の方等を対象に、区内の公衆浴場(下表)に、4回無料で利用できる「ふれあい入浴証」を発行しています。

これまでは、毎年4月1日から新しい入浴証(4月分)を発行していましたが、26年度は前期(4月～9月)と後期(10月～27年3月)に分けて発行します。

【問合せ】高齢者福祉課高齢者事業係(本庁舎2階) ☎(5273)4562 へ。

【入浴証の対象】区内在住で次のいずれかに該当する方

- 60歳以上の方
- 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方
- 児童育成手当を受給している方

●前期分(4月～9月)は、これまで通り発行します

●後期分(10月～27年3月)の申請

前期分の入浴証を取り換

えた方(★)は「専用はがき」で申請してください。

専用はがきは、4月1日(火)から区内の公衆浴場、高齢者福祉課、特別出張所等で配布します。必要事項を記入し、高齢者福祉課へ郵送またはお持ちください。特別出張所の窓口でも受け付けます。

※前期分を新たに発行された方(★)は申請不要です。

※後期分の入浴証は9月下旬に郵送します。

※10月1日(火)以降は、高齢者福祉課または特別出張所の窓口で申請してください。郵送での申請はできません。

●27年度の入浴証

26年度後期分の入浴証を申請した方は、原則として27年度以降も、毎年3月下旬に新しい入浴証(4月分)を郵送します。

### 区内の公衆浴場(28か所)

浴場名	所在地	浴場名	所在地
鶴巻湯	早稲田鶴巻町533	柳湯	市谷柳町25
大黒湯 ※	早稲田町83	金沢浴場	新宿7-22-11
松の湯	山吹町16	東宝湯	新宿7-11-5
金成湯	中里町13	万年湯	大久保1-15-17
竹の湯	改代町2	松の湯	西早稲田1-4-12
熱海湯	神楽坂3-6	金泉湯	高田馬場3-8-31
第三玉の湯	白銀町1-4	世界の湯	高田馬場4-18-2
弁天湯	余丁町5-1	福の湯	高田馬場4-18-2
大星湯	市谷台町18-3	梅の湯	上落合2-6-4
塩湯	三栄町1	松の湯	上落合3-9-10
若葉湯	若葉2-11	三の輪湯	上落合3-31-2
蓬萊湯	四谷4-13	福の湯	下落合4-25-10
天神湯	北新宿2-4-11	ゆ〜ザ中井	中落合1-13-8
柏湯	北新宿4-3-7	栄湯	西落合2-6-2

※大黒湯は火・木・日曜日の午後4時～10時のみ営業  
●渋谷区の羽衣湯(渋谷区本町3-24-20)も利用できます(利用者負担100円)。

## 新宿区シルバー人材センター 4月からの教室

〒160-0022 新宿7-3-29  
新宿ここから広場しごと棟  
☎(3209)3181 ☎(3209)4288

センターの会員が講師です。見学もできます。

(1)小学生学習教室  
区内の小・中学校に通う新5・6年生が対象です(各学年8名)。

【日時】5年生：火・木曜日、6年生：水・金曜日、いずれも午後4時30分～6時

【内容】国語・算数。教員経験者が学校の教科書に沿って個別指導

【費用】月7千円(ほかに教材費として年3千円)

(2)書道教室  
【日時】4月～7月の月2回月曜日(初回は4月14日)、▼午前クラス：午前10時～12時、▼午後クラス：午後1時30分～3時30分各全8回

【対象】区内在住(在勤の方)各コース各クラス30名

【授業料】1時30分

【フロア】「花は咲く」「鳥唄」「見上げてごらん夜の星を」「万本のバラ」ほか(出演は木谷正道・ギター、竹DS・創作ソラ、丸山泰明・ボイス・パルカ、三木靖子・ピアノ)ほか

【会場】申込み(当日直接、区民ギャラリー(西新宿2-11-4、新宿中央公園内) ☎(3348)6277 へ。先着70名。

【日時】4月5日(出)午後1時30分～午後1時開場

【プログラム】プログラム「大学祝典序曲作品80」R・シエトラウス「交響詩ド・ファン作品20」ほか(演奏は早稲田大学交響楽団)

【費用】無料

●東新宿よねふく落語会  
【日時】4月5日(出)午後5時から(午後4時30分開場)

【出演】桂米福(真打)、桂宮治(二ツ目)、びろき(ギタレリ漫談)、桂竹(のこぎ座)

【費用】千円

【協力】落語芸術協会

【会場】申込み(いずれも当日直接、新宿文化センター(新宿6-14-1) ☎(3350)1141 へ。全自由席。未就学児は入場できません。

### とつか地区協フェスタ

●あなたとつながるまちづくり

【日時】3月16日(日)午前10時～午後4時

【会場】戸塚地域センター(高田馬場2-18-1)

【内容】戸塚地区協議会の活動発表と意見交換会(花の種とミニ鉢セット等・花苗・早稲田みょうがの根の無料配布(花苗はアンケートにて協力いただいた方のエゴ漫才林家ライス・カレー)のほか

●同時開催 戸塚地域福祉見本市  
【内容】高齢者・障害者の疑似体験、井戸端トーク

【問合せ】戸塚地区協議会事務局(戸塚特別出張所内) ☎(3209)8551 へ。

### 心くみ共々生きる「コンサート」

【日時】3月21日(祝)午後1時30分～3時30分

【内容】戸塚地区協議会の活動発表と意見交換会(花の種とミニ鉢セット等・花苗・早稲田みょうがの根の無料配布(花苗はアンケートにて協力いただいた方のエゴ漫才林家ライス・カレー)のほか

●同時開催 戸塚地域福祉見本市  
【内容】高齢者・障害者の疑似体験、井戸端トーク

【問合せ】戸塚地区協議会事務局(戸塚特別出張所内) ☎(3209)8551 へ。

### 観光まち歩き

●外濠の桜鑑賞と四谷見附界隈を歩く

【日時】3月29日(出)午前10時に東京メトロ南北線市ヶ谷駅7番出口付近改札口集合。午後1時にJR四ツ谷駅付近で解散(雨天実施)

【主催】市ヶ谷駅構内の「江戸歴史散歩コーナー」見学、外濠の桜鑑賞

※解散後、地域で有名なお菓子で茶話会を実施します(当日申込み・200円程度)。

【申込み】電話で3月26日(火)までに四谷地区協議会事務局(四谷特別出張所内) ☎(333)141 へ。全自由席。未就学児は入場できません。

54)6171 へ。先着30名。まち歩きに初めて参加する方には、四谷まち歩き手帳」を差し上げます。

●ワセオケ避難訓練コンサート  
公演中に「災害が発生した」と想定して、避難訓練を実施します。

【日時】4月5日(出)午後1時30分～午後1時開場

【プログラム】プログラム「大学祝典序曲作品80」R・シエトラウス「交響詩ド・ファン作品20」ほか(演奏は早稲田大学交響楽団)

【費用】無料

●東新宿よねふく落語会  
【日時】4月5日(出)午後5時から(午後4時30分開場)

【出演】桂米福(真打)、桂宮治(二ツ目)、びろき(ギタレリ漫談)、桂竹(のこぎ座)

【費用】千円

【協力】落語芸術協会

【会場】申込み(いずれも当日直接、新宿文化センター(新宿6-14-1) ☎(3350)1141 へ。全自由席。未就学児は入場できません。

### 催し・講座

あかねサポートネットでは、単習町高齢者総合相談センターの登録ボランティアの皆さんが、地域の高齢者の交流のために、さまざまな催しを実施しています。

【日時】3月15日(出)午後2時～3時30分

【対象】区内在住で高齢者の方、40名

【内容】裏千家淡交会青年部の手ほどきで楽しむ抹茶

【費用】300円(お茶代)

【会場】申込み(当日直接、鷹野町高齢者総合相談センター(北山伏町2-12、あかね苑新館内) ☎(3266)0753 へ。先着順。

### お抹茶の会

あかねサポートネットでは、単習町高齢者総合相談センターの登録ボランティアの皆さんが、地域の高齢者の交流のために、さまざまな催しを実施しています。

【日時】3月15日(出)午後2時～3時30分

【対象】区内在住で高齢者の方、40名

【内容】裏千家淡交会青年部の手ほどきで楽しむ抹茶

【費用】300円(お茶代)

【会場】申込み(当日直接、鷹野町高齢者総合相談センター(北山伏町2-12、あかね苑新館内) ☎(3266)0753 へ。先着順。

### あかねサポートネット

あかねサポートネットでは、単習町高齢者総合相談センターの登録ボランティアの皆さんが、地域の高齢者の交流のために、さまざまな催しを実施しています。

【日時】3月15日(出)午後2時～3時30分

【対象】区内在住で高齢者の方、40名

【内容】裏千家淡交会青年部の手ほどきで楽しむ抹茶

【費用】300円(お茶代)

【会場】申込み(当日直接、鷹野町高齢者総合相談センター(北山伏町2-12、あかね苑新館内) ☎(3266)0753 へ。先着順。

### しんじゆく女性団体会議

女性団体の相互の連携と女性のエンパワメント(自ら意思決定し行動する力を身につけること)を目指し、年間テーマに沿って講座や日帰り研修などを実施しています(原則11団体で活動)。定例会(原則として偶数月の第3金曜日)に1年を通して出席していただきます(出席は団体の代表者でなくても可)。

【対象】区内を活動拠点とし、2年以上継続して女性の地位向上と一般的な教養を高める活動をしている団体(構成員が20名以上)

### お抹茶の会

あかねサポートネットでは、単習町高齢者総合相談センターの登録ボランティアの皆さんが、地域の高齢者の交流のために、さまざまな催しを実施しています。

【日時】3月15日(出)午後2時～3時30分

【対象】区内在住で高齢者の方、40名

【内容】裏千家淡交会青年部の手ほどきで楽しむ抹茶

【費用】300円(お茶代)

【会場】申込み(当日直接、鷹野町高齢者総合相談センター(北山伏町2-12、あかね苑新館内) ☎(3266)0753 へ。先着順。

### あかねサポートネット

あかねサポートネットでは、単習町高齢者総合相談センターの登録ボランティアの皆さんが、地域の高齢者の交流のために、さまざまな催しを実施しています。

【日時】3月15日(出)午後2時～3時30分

【対象】区内在住で高齢者の方、40名

【内容】裏千家淡交会青年部の手ほどきで楽しむ抹茶

【費用】300円(お茶代)

【会場】申込み(当日直接、鷹野町高齢者総合相談センター(北山伏町2-12、あかね苑新館内) ☎(3266)0753 へ。先着順。

### ふれあい入浴証

60歳以上の方等を対象に、区内の公衆浴場(下表)に、4回無料で利用できる「ふれあい入浴証」を発行しています。

これまでは、毎年4月1日から新しい入浴証(4月分)を発行していましたが、26年度は前期(4月～9月)と後期(10月～27年3月)に分けて発行します。

【問合せ】高齢者福祉課高齢者事業係(本庁舎2階) ☎(5273)4562 へ。

【入浴証の対象】区内在住で次のいずれかに該当する方

- 60歳以上の方
- 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方
- 児童育成手当を受給している方

●前期分(4月～9月)は、これまで通り発行します

●後期分(10月～27年3月)の申請

前期分の入浴証を取り換

### 入浴証

60歳以上の方等を対象に、区内の公衆浴場(下表)に、4回無料で利用できる「ふれあい入浴証」を発行しています。

これまでは、毎年4月1日から新しい入浴証(4月分)を発行していましたが、26年度は前期(4月～9月)と後期(10月～27年3月)に分けて発行します。

【問合せ】高齢者福祉課高齢者事業係(本庁舎2階) ☎(5273)4562 へ。

【入浴証の対象】区内在住で次のいずれかに該当する方

- 60歳以上の方
- 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方
- 児童育成手当を受給している方

●前期分(4月～9月)は、これまで通り発行します

●後期分(10月～27年3月)の申請

前期分の入浴証を取り換

### 入浴証

60歳以上の方等を対象に、区内の公衆浴場(下表)に、4回無料で利用できる「ふれあい入浴証」を発行しています。

これまでは、毎年4月1日から新しい入浴証(4月分)を発行していましたが、26年度は前期(4月～9月)と後期(10月～27年3月)に分けて発行します。

【問合せ】高齢者福祉課高齢者事業係(本庁舎2階) ☎(5273)4562 へ。

【入浴証の対象】区内在住で次のいずれかに該当する方

- 60歳以上の方
- 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方
- 児童育成手当を受給している方

●前期分(4月～9月)は、これまで通り発行します

●後期分(10月～27年3月)の申請

前期分の入浴証を取り換

### 入浴証

60歳以上の方等を対象に、区内の公衆浴場(下表)に、4回無料で利用できる「ふれあい入浴証」を発行しています。

これまでは、毎年4月1日から新しい入浴証(4月分)を発行していましたが、26年度は前期(4月～9月)と後期(10月～27年3月)に分けて発行します。

【問合せ】高齢者福祉課高齢者事業係(本庁舎2階) ☎(5273)4562 へ。

【入浴証の対象】区内在住で次のいずれかに該当する方

- 60歳以上の方
- 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方
- 児童育成手当を受給している方

●前期分(4月～9月)は、これまで通り発行します

●後期分(10月～27年3月)の申請

前期分の入浴証を取り換

### 入浴証

60歳以上の方等を対象に、区内の公衆浴場(下表)に、4回無料で利用できる「ふれあい入浴証」を発行しています。

これまでは、毎年4月1日から新しい入浴証(4月分)を発行していましたが、26年度は前期(4月～9月)と後期(10月～27年3月)に分けて発行します。

【問合せ】高齢者福祉課高齢者事業係(本庁舎2階) ☎(5273)4562 へ。

【入浴証の対象】区内在住で次のいずれかに該当する方

- 60歳以上の方
- 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方
- 児童育成手当を受給している方

●前期分(4月～9月)は、これまで通り発行します

●後期分(10月～27年3月)の申請

前期分の入浴証を取り換

### 入浴証

60歳以上の方等を対象に、区内の公衆浴場(下表)に、4回無料で利用できる「ふれあい入浴証」を発行しています。

これまでは、毎年4月1日から新しい入浴証(4月分)を発行していましたが、26年度は前期(4月～9月)と後期(10月～27年3月)に分けて発行します。

【問合せ】高齢者福祉課高齢者事業係(本庁舎2階) ☎(5273)4562 へ。

【入浴証の対象】区内在住で次のいずれかに該当する方

- 60歳以上の方
- 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方
- 児童育成手当を受給している方

●前期分(4月～9月)は、これまで通り発行します

●後期分(10月～27年3月)の申請

前期分の入浴証を取り換

### 入浴証

60歳以上の方等を対象に、区内の公衆浴場(下表)に、4回無料で利用できる「ふれあい入浴証」を発行しています。

これまでは、毎年4月1日から新しい入浴証(4月分)を発行していましたが、26年度は前期(4月～9月)と後期(10月～27年3月)に分けて発行します。

【問合せ】高齢者福祉課高齢者事業係(本庁舎2階) ☎(5273)4562 へ。

【入浴証の対象】区内在住で次のいずれかに該当する方

- 60歳以上の方
- 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方
- 児童育成手当を受給している方

●前期分(4月～9月)は、これまで通り発行します

●後期分(10月～27年3月)の申請

前期分の入浴証を取り換

### 入浴証

60歳以上の方等を対象に、区内の公衆浴場(下表)に、4回無料で利用できる「ふれあい入浴証」を発行しています。

これまでは、毎年4月1日から新しい入浴証(4月分)を発行していましたが、26年度は前期(4月～9月)と後期(10月～27年3月)に分けて発行します。

【問合せ】高齢者福祉課高齢者事業係(本庁舎2階) ☎(5273)4562 へ。

【入浴証の対象】区内在住で次のいずれかに該当する方

- 60歳以上の方
- 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方
- 児童育成手当を受給している方

●前期分(4月～9月)は、これまで通り発行します

●後期分(10月～27年3月)の申請

前期分の入浴証を取り換

### 入浴証

60歳以上の方等を対象に、区内の公衆浴場(下表)に、4回無料で利用できる「ふれあい入浴証」を発行しています。

これまでは、毎年4月1日から新しい入浴証(4月分)を発行していましたが、26年度は前期(4月～9月)と後期(10月～27年3月)に分けて発行します。

【問合せ】高齢者福祉課高齢者事業係(本庁舎2階) ☎(5273)4562 へ。

【入浴証の対象】区内在住で次のいずれかに該当する方

- 60歳以上の方
- 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方
- 児童育成手当を受給している方

●前期分(4月～9月)は、これまで通り発行します

●後期分(10月～27年3月)の申請

前期分の入浴証を取り換

### 入浴証

60歳以上の方等を対象に、区内の公衆浴場(下表)に、4回無料で利用できる「ふれあい入浴証」を発行しています。

これまでは、毎年4月1日から新しい入浴証(4月分)を発行していましたが、26年度は前期(4月～9月)と後期(10月～27年3月)に分けて発行します。

【問合せ】高齢者福祉課高齢者事業係(本庁舎2階) ☎(5273)4562 へ。

【入浴証の対象】区内在住で次のいずれかに該当する方

- 60歳以上の方
- 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方
- 児童育成手当を受給している方

●前期分(4月～9月)は、これまで通り発行します

●後期分(10月～27年3月)の申請

前期分の入浴証を取り換